下水道・農業集落排水への接続工事費を助成しています

※ 拡充制度は**令和8年度**までの制度となります。ご申請の際はお気をつけください

助成の要件

■:必須要件　□:例外あり

■受益者負担金、分担金、市税等を滞納していないこと
■官公署、法人その他事業所等の工事でないこと
■新築でないこと
■過去に、当該箇所で接続に関する助成金等を受けていないこと
□申請者は家屋の所有者であり、居住していること
□申請時に市内に住民票を有していること

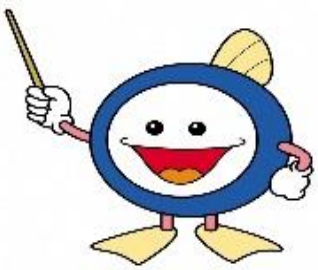

下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

助成の内容

①従来制度

※申請は必ず「着工前」に！

対象者	対象家屋の所有者かつ居住者で、供用開始後3年以内に 排水設備設置工事を行った方
助成額	○供用開始後1年以内　・・・・・・ 4万円 ○供用開始後2～3年以内　・・・・ 2万円

②拡充制度

※申請は必ず「着工前」に！

上述の「助成の要件」に加え、以下の要件を満たすと助成額が増額されます。

■申請年度の4月1日現在で18歳未満、または申請年度の3月31日現在で65歳以上の世帯員がいる世帯である
■世帯の課税対象所得合計が**348万円以下**（世帯年収合計で約600万円以下）である

対象者	対象家屋の所有者かつ居住者で、**拡充制度継続期間内（R8年度まで）**に 排水設備工事設置を行った方
助成額	○供用開始後1年以内　・・・・・　対象工事費（上限35万円） ○供用開始後2年目以降　・・・・　対象工事費（上限33万円）

対象工事

■下水道・農業集落排水に接続するのに必要な工事（敷地内配管工事等）
■浄化槽・汲み取り槽の撤去工事、またその処分（撤去に伴う浄化槽内の清掃・消毒費用等も対象）

そ の 他

○借家などのように家屋や土地の所有者と居住者が異なる場合は、例外としてその所有者の承諾を得たうえで申請することができます。
○申請時に市内に住民票を有していない場合は、申請年度内に市内へ住民票を移すことが確約できる方に限り申請することができます。
○助成金のお支払いは工事完了後に市が実施する排水設備検査を受けた後、かつ年度内となります。そのため、申請は遅くとも**1月中旬頃**まで、工事完了は**3月上旬頃**を目途にご計画ください。
○予算には限りがありますので、**予算が無くなり次第終了**となります。

助成制度適用判定フローチャート

※下記のフローチャートは一例です。要件等についてご不明な点がございましたら下水道課までご相談ください。

■以下の要件を**全て**満たしますか

①受益者負担金(分担金)、市税等を**滞納していない**こと
②**個人宅**であること(官公署・事業所は対象外)
③**家屋が既存のもの**、もしくは増築・改築であること(新築は対象外)
④以前に下水道接続に関する助成金等を受けていないこと

いいえ → **対象外**
助成制度対象外となります

はい ↓

■次の要件を**両方**満たしますか

①申請年度の4月1日現在で**18歳未満**、または3月31日現在で**65歳以上**の世帯員がいる
②世帯の課税対象所得の合計額が**348万円以下**である

いいえ → ■供用開始後3年以内ですか

はい ↓ **「拡充制度」の対象**となります
供用開始後　1年　以内：最大35万円
〃　2年目以降：最大33万円

はい → **「従来制度」の対象**となります
供用開始後　1年　以内：4万円
〃　2～3年以内：2万円

いいえ → **対象外**
助成制度対象外となります

そ の 他

■申請用紙等の書類は市ホームページからダウンロードしていただくか、下水道課窓口で配布いたします。
■助成金に関する詐欺未遂が報告されていますので、ご注意ください。

【問い合わせ】

〒311-3492
小美玉市小川4番地11　小美玉市役所 小川総合支所
都市建設部 下水道課 管理係
☎:0299-48-1111(内線:2125・2126)

←HPはこちら

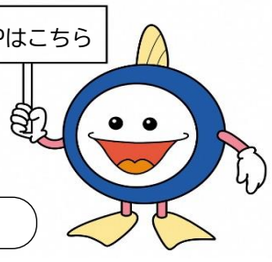

小美玉市　接続助成金